

会津若松市道路位置指定要綱

平成 21 年 9 月 1 日

第 1 目的

この要綱は、建築基準法（以下「法」という。）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定に関して、建築基準法施行令（以下「令」という。）第 144 条の 4、建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第 9 条及び第 10 条並びに会津若松市建築基準法施行細則（以下「細則」という。）第 11 条から第 13 条に定めるもののほか、申請手続、道に関する基準の運用について必要な事項を定め、当該指定事務の円滑化を図るとともに良好な市街地の形成の推進に資することを目的とする。

第 2 申請手続

1 申請書

(1) 道路位置指定申請書（細則第 10 号様式）又は道路変更・廃止申請書（細則第 11 号様式）

ア 新たに道路の位置の指定を受ける場合には、道路位置指定申請書により申請を行う。

イ 既に道路の位置の指定を受けている位置指定道路の変更をする場合又は既に指定を受けている一の位置指定道路を廃止する場合には、道路変更・道路廃止申請書により申請を行う。

(2) 図面（規則第 9 条による）

ア 附近見取図（明示すべき事項：方位、道路及び目標となる地物）

イ 地籍図（明示すべき事項：縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、位置の指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項）

(3) 承諾書（土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書）（規則第 9 条による）

ア 「その土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者」とは、地上権、抵当権、借地権等の設定されている場合の地上権者、抵当権者、借地権者等とし、借家権の存する建築物を取り壊して道路を築造する場合は、借家権者を含む。（以下「権利者等」という。）

イ 土地に公有地を含む場合は、当該公有地の管理者の承諾書又は許可書の写し

(4) その他の添付図書

ア 登記事項証明書（発行日が申請書の 3 ヶ月以内のもの）

イ 公図（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する図面をいう。）の写し（土地の境界線を明示したもの）（発行日が申請書の 3 ヶ月以内のもの）

ウ 道路の縦断面図及び横断面図並びに利用する土地の縦断面図及び横断面図

- エ 土地区画整理法第 76 条の許可申請書の写し(土地区画整理事業決定区域内に指定申請する場合に限る。)
- オ 接続道路の所有者又は管理者の承諾書(接続する道路が私道の場合に限る。)
- カ 委任状(申請手続が代理者の場合に限る。)
- キ 申出書
- ク 農地転用許可証の写し
- ケ (3) -アの権利者の印鑑証明書
- コ 道路排水の放流先までの排水経路図
- サ 排水経路となる水路等の管理者の承諾書の写し
- シ 既存公道との接続に工作物等を設ける場合は、道路法による許可申請書及び許可証の写し
- ス 位置の廃止を受けようとする道路の道路位置指定通知書及び添付図書
- セ 位置の変更又は廃止により、位置の指定を受けていた道路に接しなくなる土地の権利者等の承諾書
- ソ 現況写真(起点、終点より各 1 枚程度)
- タ 位置指定道路の維持管理者届
- チ その他、市が審査に必要と認める書類

2 申請書の記載

- (1)「申請者」は、道路の位置の指定を受けようとする者とし、共同名義及び法人での申請を妨げない。
- (2)「位置の指定を受けようとする道路の所在・地目」は、土地について登記事項証明書に記載されている地名、地番(枝番を含む。)及び地目を全て記入することとし、欄内に書ききれない場合は、適宜別紙とする。
なお、土地については、それ以外の土地と区別するため、道路の部分を分筆登記する。ただし、公有地等無番地の土地を含む場合は「～番地先」と記載する。
- (3)「幅員」、「延長」及び「側溝、街渠、縁石、その他の施設の概要」の寸法はメートル単位で小数点以下第 3 位を切り捨て、小数点以下第 2 位までを記入する。
- (4)「延長」は、幅員の異なるごと及び道路が屈曲(隅角が 120° 未満)するごとに区分して記入するとともに合計を記入する。(自動車の転回広場は、原則として道路の延長に含める。)
- (5)「側溝、街渠、縁石、その他の施設の概要」は、道路に設ける U 字型側溝又は L 字型側溝等の種別、幅員等を記入する。
- (6)「土地の所有者、管理者、使用権者、その他敷地内の権利者別の住所氏名」が欄内に書ききれない場合は、適宜別紙とする。

3 図面の記載

- (1) 図面は、原則として A 2 版(420mm×594mm)とし、記載内容が判別できる場合には、A 3 版(297mm×420mm)とすることができる。複数枚となる場合には、全枚数とその図面番号を記入する。

- (2) 図面には、作成者の氏名及び資格を記入する。
- (3) 図面には、図面の種類ごとに明示すべき事項を記入する。
- (4) 附近見取図
 - ア 縮尺は、2,500分の1程度とする。
 - イ 当該道路を利用することとなる宅地等の区画を表示する。
 - ウ 位置の指定を受けようとする道路部分を赤色、当該道路を利用することとなる宅地等を青色で明示する。
- (5) 地籍図
 - ア 縮尺は、100分の1、200分の1、250分の1又は300分の1とする。
 - イ 道路に接する敷地における既存建築物の位置を記入する。
 - ウ 道路に接する敷地に高低差が生じ、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じている場合は、措置の方法を記入する。
 - エ 位置の指定を受けようとする道路が接続する他の道路について、道路の種類及び境界線、幅員を記入する。なお、既に指定を受けた道路の場合は、指定年月日及び指定番号を記入する。また、当該道路が法第42条第2項に該当する場合は、中心線及び境界線とみなす線も記入する。
 - オ 転回広場は、その幅員、延長、複数ある場合はその間隔を記入する。
 - カ 当該道路を利用することとなる宅地等の区画を表示し、土地の地名、地番及び地目を記入する。
 - キ 位置の指定を受けようとする道路の面積、当該道路を利用することとなる宅地等の区画毎の面積並びに総面積及びこれらの求積図を記入する。
 - ク 道路及び側溝の排水勾配方向を記入する。
 - ケ 用途地域等を記入する。
 - コ すみ切りの寸法を記入する。
 - サ 位置の指定を受けようとする道路部分を赤色、当該道路を利用することとなる宅地等を青色で明示する。

4 承諾書の記載

- (1) 権利者等又は管理者の別に承諾者の氏名、押印、承諾の対象となる土地の地名、地番又は水路等の名称、当該土地の区域が道路の位置の指定若しくは廃止を受けることを承諾する旨又は当該水路等が位置の指定を受けようとする道路の排水経路となることを承諾する旨及び承諾年月日を記入する。
- (2) 親権者、後見人、法定代理人又は公有地管理者である場合は、これらの資格を記入し、これらを証明する書類を添付する。

5 その他の添付図書の記載

- (1) 道路の縦断面図及び横断面図の記載は下記のとおりとする。
 - ア 縮尺は、50分の1程度とする。
 - イ 縦断面図には、道路中心線の勾配を記入する。

ウ 横断面図には、舗装構造、側溝、縁石、道路に接する敷地における既存建築物の外壁及び屋根の位置、位置指定道路からの斜線、道路に接する敷地に高低差が生じ、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じている場合は、措置の方法等を記入する。

エ 側溝、縁石等及び流末の排水施設の詳細を記入する。縮尺は、20分の1程度とする。

オ 位置の指定を受けようとする道路部分を赤色、当該道路を利用することとなる宅地等を青色で明示する。

(2) 公図には、指定を受けようとする道路の位置を赤色、当該道路を利用することとなる宅地等を青色で明示する。

(3) 排水経路図には排水の経路を放流先まで記入し、河川名も記入する。また、附近見取図への記載も可とする。

6 申請書の提出先

申請者又は代理者は、申請書正2通、副1通合計3通（規則第9条に定める申請書正副2通（図面及び承諾書を含む。以下同じ）に申請書正1通を追加）にそれぞれその他の添付図書を添えて、建築住宅課へ提出する。

7 事前協議

道路位置指定の申請は、以下の観点から、適正が確認された計画内容に基づく道路築造後に行われることが望ましいことから、申請者は、当該申請に先立ち、計画内容等を協議することができる。

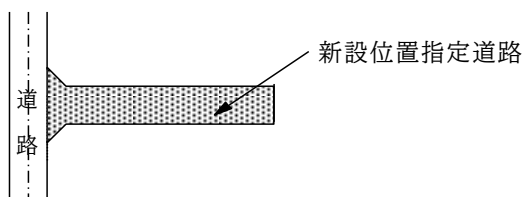
ア 築造前の道路の位置を指定した場合、何らかのトラブルの発生等により築造の遅延や放置等の可能性があり、指定内容の担保の困難化とともに、位置指定道路としての管理に支障を生じる恐れがあること。

イ 計画内容の適正が確認されないまま道路の築造が行われた場合、令第144条の4の築造基準（以下「適合基準」）に適合しないため、位置の指定ができない恐れがあること。

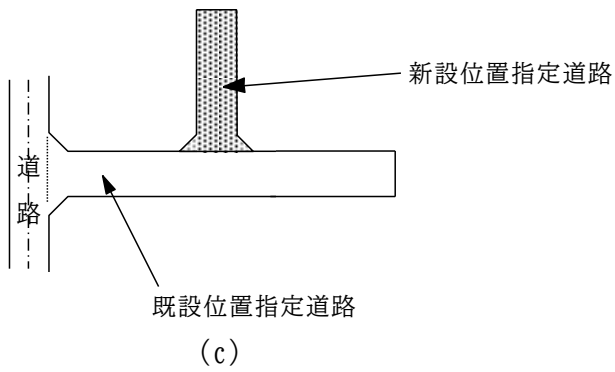
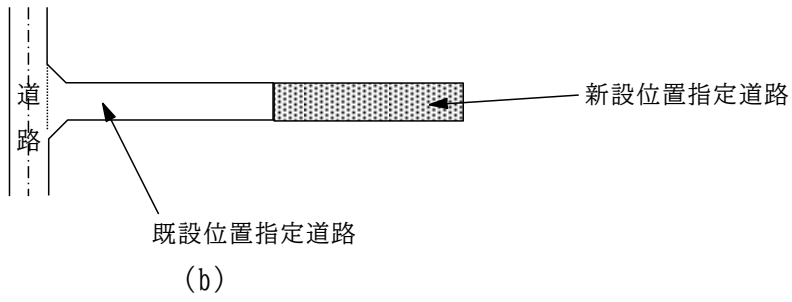
8 指定（変更を含む）又は廃止

(1) 指定

建築基準法上の道路に接続して、築造をする場合。

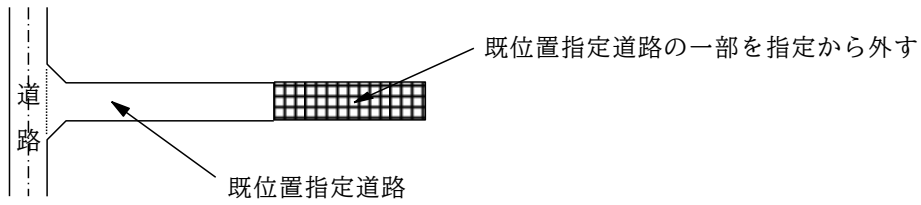


(a)

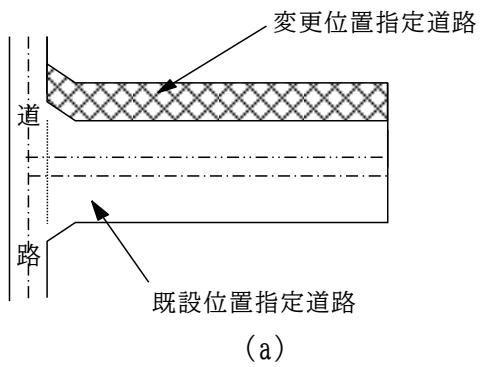


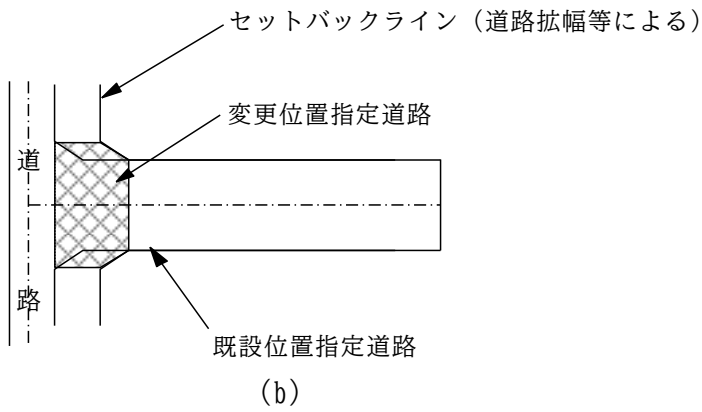
(2) 変更

ア 既に指定を受けている位置指定道路の一部を指定から外す場合。

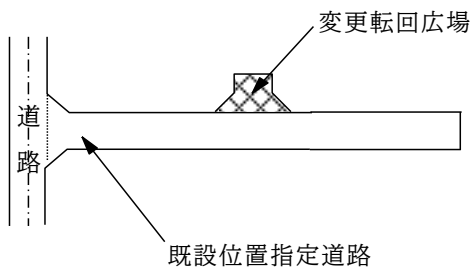


イ 既に指定を受けている位置指定道路の幅員を増減する場合。



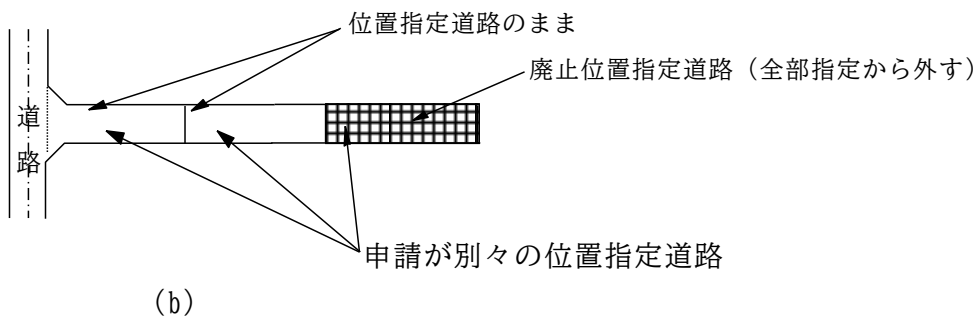
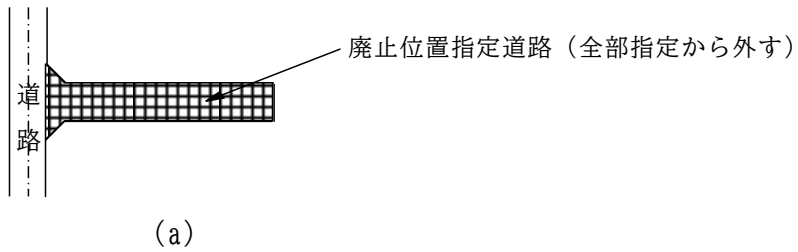


ウ 既に指定を受けている位置指定道路に転回広場を築造する場合。



(3) 廃止

既に指定を受けている一の位置指定道路の全部を指定から外す場合。



9 取下げ届について

道路の位置の指定を受ける前に申請を取り下げる場合には、取下げ届（別添第 1 号様式）を提出する。

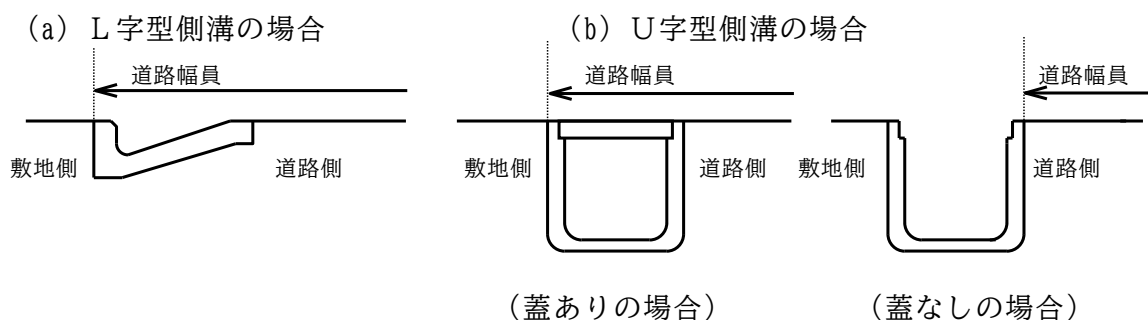
第3 道に関する基準（令第144条の4）の運用

1 道路築造の原則

- (1) 道路の位置の指定は、道路法、都市計画法等によらないで、土地を建築物の敷地として利用するための細街路を築造するものであり、これにより秩序ある市街地の形成を妨げてはならない。
- (2) 道路の位置の指定により、当該道路に接する敷地に対して、法第56条の規定による道路斜線制限や福島県建築基準法施行条例（以下「条例」という）第3条の規定による角地の建築制限等が課されることとなる。したがって、違反を生じさせる様な指定は出来ない旨、申請者に対して十分理解を求めるものとする。

2 道路の幅員

- (1) 幅員は、道路の中心線に対して垂直に計測する。
- (2) 幅員が連続的に変化する場合は、最大と最小幅員とする。（図-1）
- (3) 幅員は、道路のあらゆる部分において4メートル以上なければならない。
- (4) 側溝等の端部については、次図に示す方法によって計測する。



3 道路の延長

- (1) 延長は、接続する他の道路の側端（法第42条第2項の規定により境界線とみなす線がある場合は、その境界線）又は先端を起点とした道路の各部分の中心線により計測する。（図-2）
- (2) 屈曲部の延長は、図-3により計測する。

4 転回広場

令第144条の4第1項第1号ハの規定による転回広場の間隔及び昭和45年建設省告示第1837号に適合する規模及び形状は次のとおりとする。

(1) 間隔

- ア 接続する他の道路の側端を起点として計測する。（図-4）
- イ 道路の終端に設ける転回広場は、延長35メートルを超える部分に接続して設けることができる。
- ウ 既存位置指定道路の幅員が6メートル未満の袋路状道路で延長が35メートルを超えるものに接続する場合は、既存位置指定道路にも転回広場を設けなければならない。ただし、既存位置指定道路に転回広場を設けることが著しく困難である場合は、これに最も近い位置に転回広場を設けることができる。（図-5）

(2)規模及び形状（図－6，7）

- ア 小型四輪自動車のうち最大のもの1台当たりの停車に必要な規模は、長辺が5メートル、短辺が2メートルの矩形以上のものとする。
- イ 転回広場の拡幅部の隅角には、その角をはさむ辺の長さ2メートル以上の二等辺三角形の部分の道を含むすみ切りを設け、自動車の転回に支障のない形状とすること。

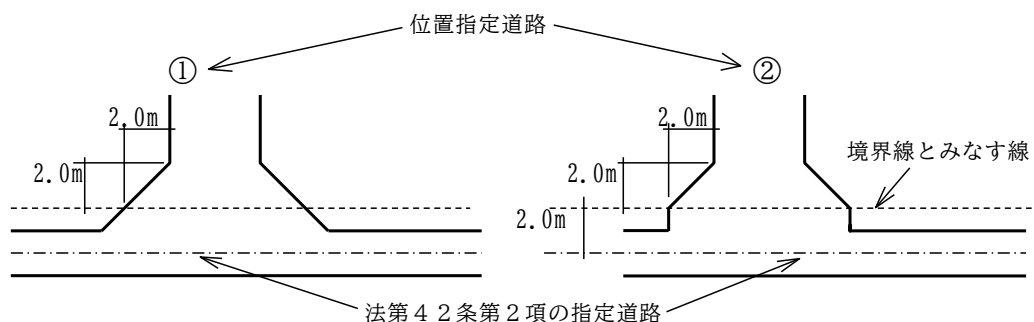
5 袋路状道路の特例

令第144条の4第1項第1号ホの規定によるイからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の支障がないと認める場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路の一端がP字型（P字型に類する型を含む。以下この要綱において同じ）となっている道路で、他の道路からP字型の道路に至るまでの幅員が6メートル以上のもの又は幅員が6メートル未満で延長35メートル以内毎に転回広場が設けられているもの。（図－8）
- (2) 道路の一端の構造を個別に審査し、周囲の状況により避難及び通行の支障がないと判断できるもの。

6 位置指定道路のすみ切り

- (1) 位置指定道路が他の道路と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲することにより生ずる内角が60度以下の場合は、角地の隅角を頂点とする底辺の長さが2メートル以上となるような二等辺三角形の部分の道を含むすみ切りを設けること。（図－9）
- (2) すみ切りは、(1)の二等辺三角形の部分を含む幅員2メートル以上の歩道が設けられている場合は設けないことができる。この場合の歩道の扱いは条例第3条の規定によるものとする。
- (3) 歩道部分のすみ切り等を含めた取り付け部の構造については道路管理者の承認を得ること。
- (4) 道路が法第42条第2項の規定による道路に接続する場合のすみ切りは次の図の①又は②に示す形状とすること。



(5) 次の各号の一に該当し、かつ、道路安全施設を講じた場合のすみ切りは、その部分のみは設けないことができる。この場合、一方のすみ切りは隅角をはさむ辺の長さが3メートル以上の二等辺三角形の形状としなければならない。

ア 道路と河川、水路等に接して築造する場合でこれに交差する道路の橋りょう、欄かん等によりすみ切りができないと認められるとき。

イ がけ地等があり、すみ切りを設けることが著しく困難と認められるとき。

7 道路の側溝

側溝は、次の各号によるものとする。

ア 道路の両側には、内法幅18センチメートル以上のコンクリート製U字型側溝又はこれと同等以上の強度を有するもので造り、溢水のおそれのないものとする。

イ 道路に接する敷地からの排水に支障なく路面の排水のみを処理する側溝については、前号にかかわらず幅30センチメートル以上のL字型側溝とすることができる。

ウ 側溝は、道路の両側に造ることを原則とする。ただし、道路に接する敷地からの排水及び路面排水を処理することができ、溢水のおそれのない措置を講じた場合は、片側側溝とする事ができる。

エ 道路の側溝に土砂の流入のおそれがある場合は、側溝の屈曲部等必要な箇所に溜枿を設けること。

8 道路の附属物

道路には、通行の安全を確保するため必要と認められるときは、防護柵を設置する等適切な措置を講じなければならない。この場合、通行のために有効な幅員として、道路の附属物を含まずに、あらゆる部分において4メートル以上なければならない。

9 排水路の末端

側溝及び下水管等の排水施設の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に接続すること。

10 特 例

この運用により難い特別な事情があると認め、申請に係る道路が避難及び通行の安全上並びに衛生上支障がないと認めるものは、この運用によらないで指定することができる。ただし、この場合、第2-1-(4)キの申出書を申請書に添付しなければならない。

(附 則)

昭和56年8月1日付け会津若松市道路位置指定要綱は廃止する。

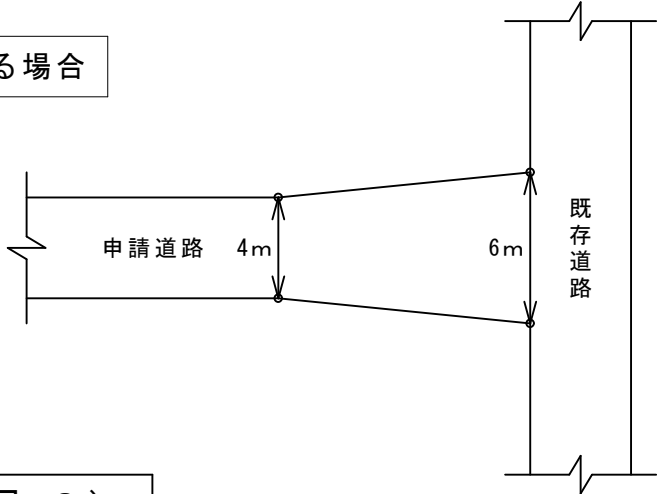
この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

(附 則)

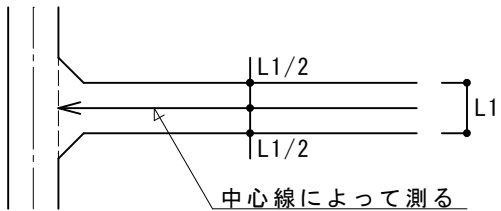
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

道路の幅員 (図-1)

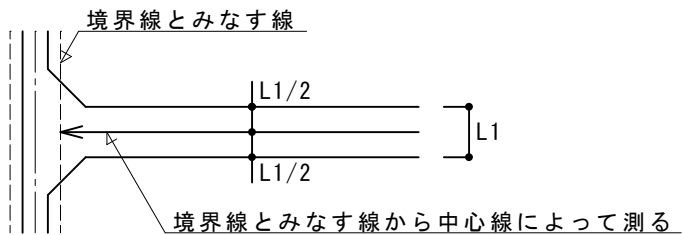
幅員が変わる場合



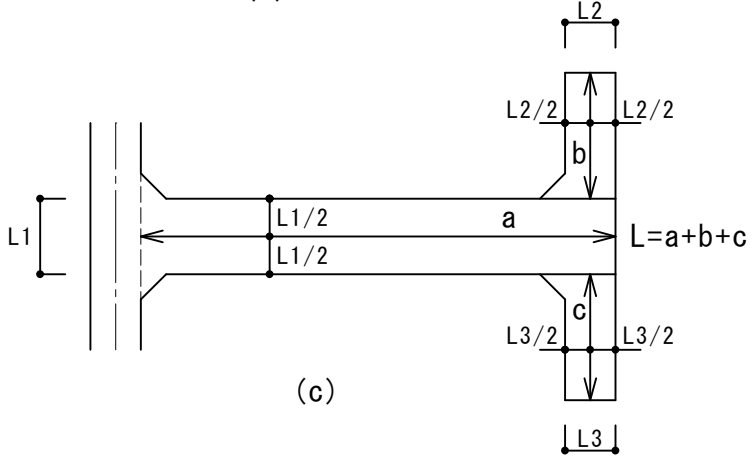
延長の測り方 (図-2)



(a)

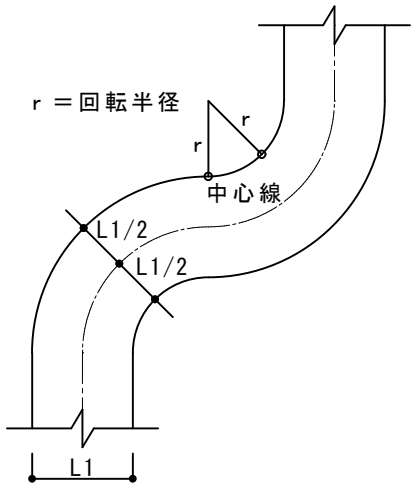


(b)

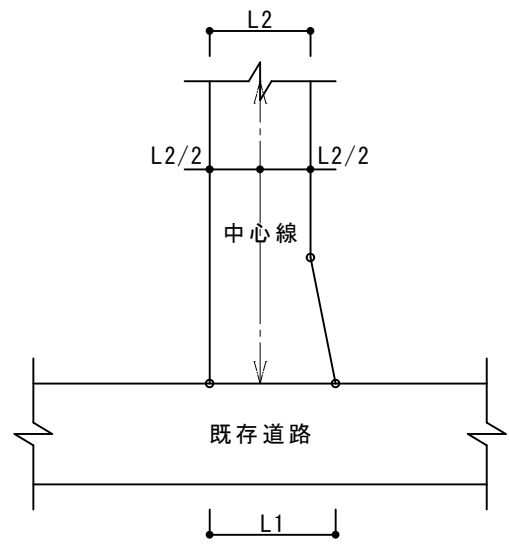


(c)

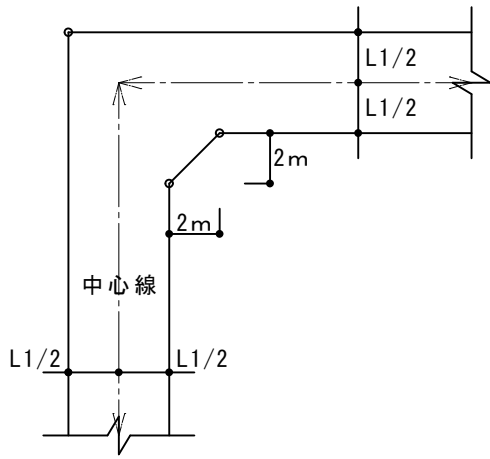
屈曲部の延長 (図-3)



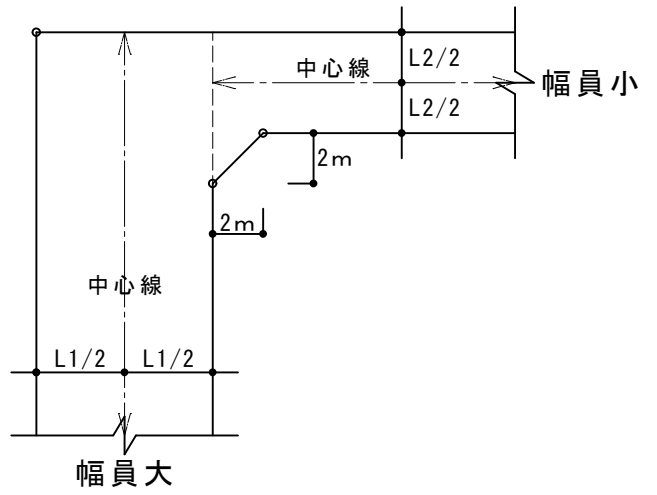
(a)



(b)

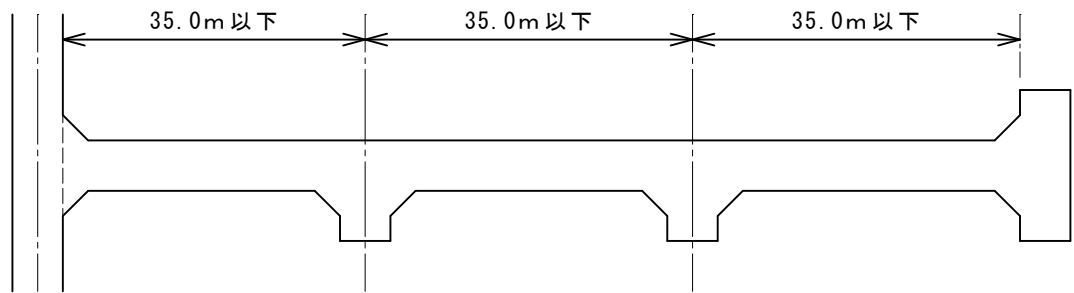


幅員が同じ場合
(c)

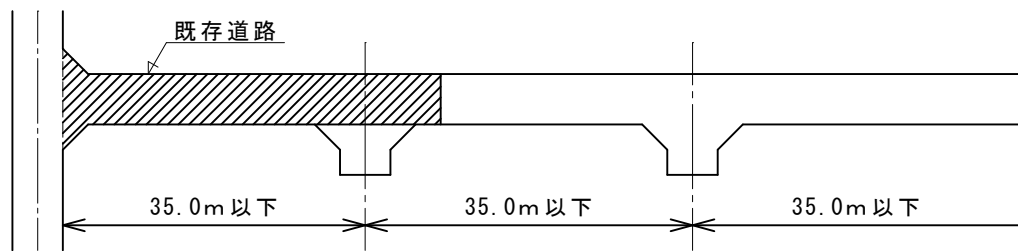


幅員が異なる場合
(d)

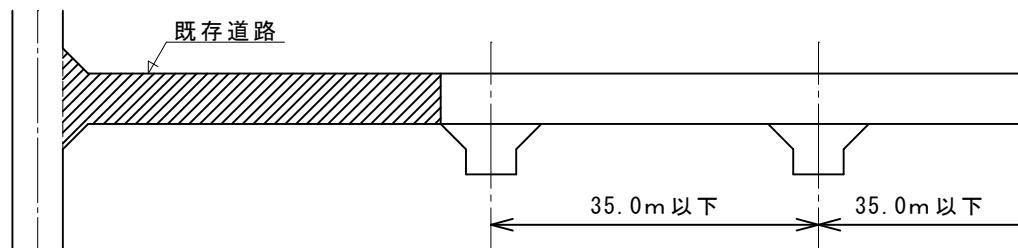
転回広場の間隔 (図-4)



転回広場の間隔 (図-5)

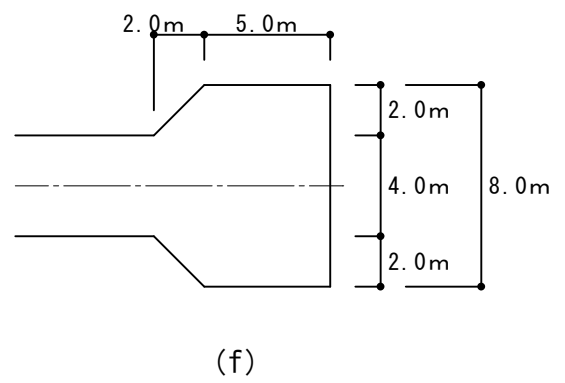
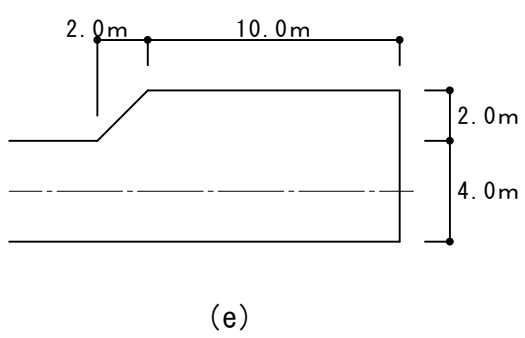
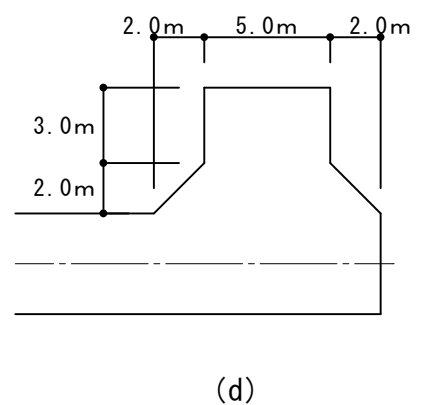
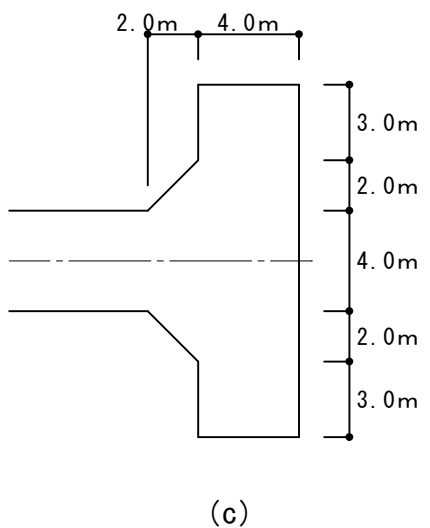
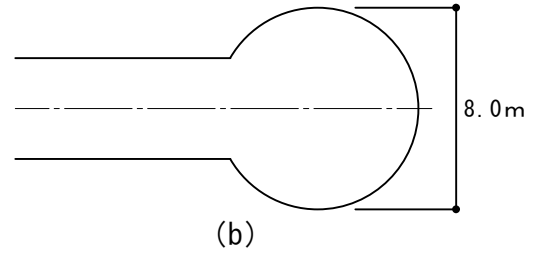
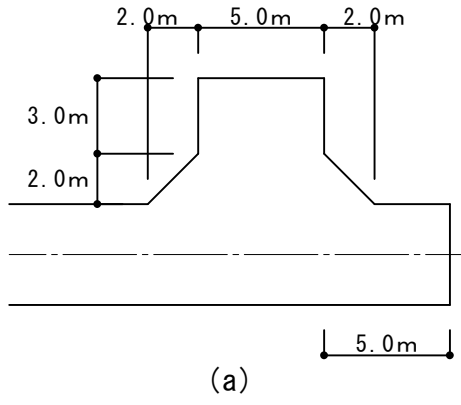


既存道路に新設可能の場合
(a)

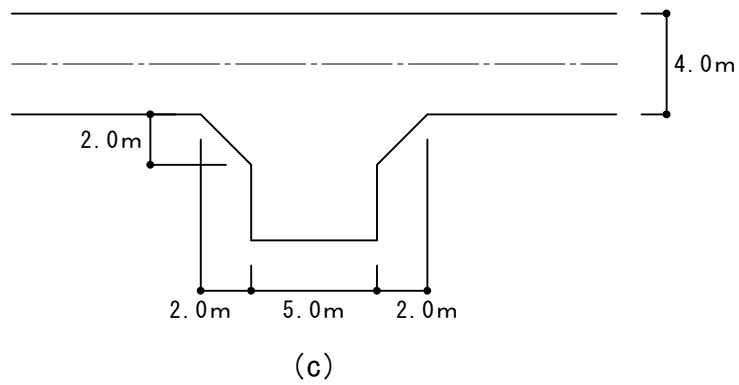
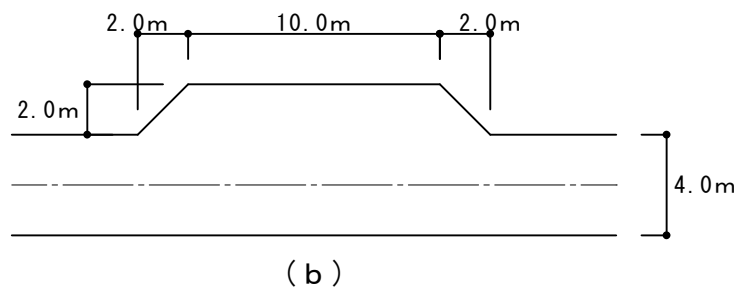
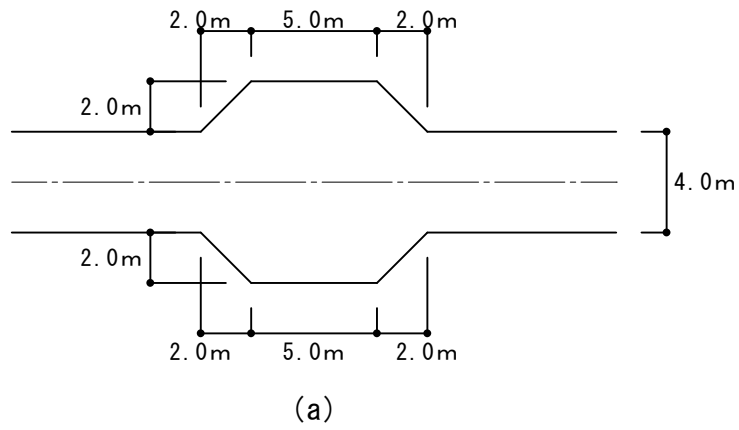


既存道路に新設不可能の場合
(b)

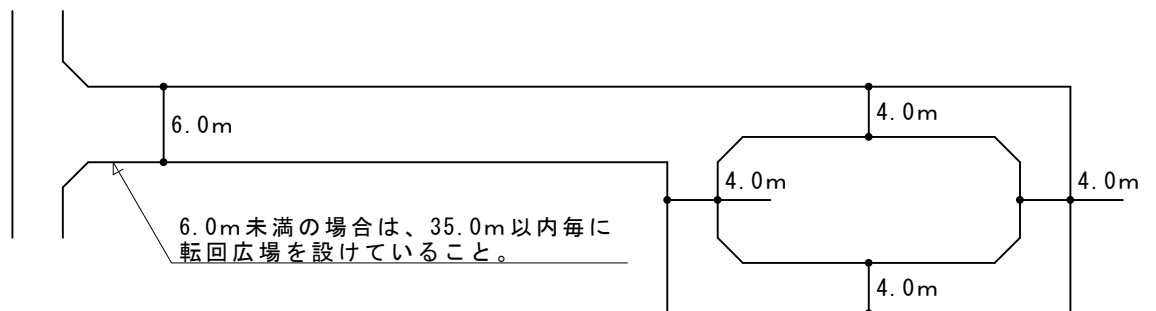
転回広場の規模及び形状（図-6）



昭和45年建設省告示第1837号 転回広場基準 (図-7)



袋路状道路の特例 (図-8)



内角が60度以下の場合のすみ切り (図-9)

